

■殺菌剤：農業用

フジワン[®]乳剤

登録番号：13277
 毒性：－
 消防法：第2石油類
 有効年限：5年

成分 イソプロチオラン……40.0%
 物理的・化学的性状 淡褐色透明可乳化油状液体

包装：500ml×20 5ℓ×4

◆特長

- いもち病に対し、安定した効果が長期間持続します。
- 浸透移行性に優れ、新しい展開葉でも高い効果を発揮します。
- 無人ヘリコプターによる散布も可能です。
- 登熟歩合向上効果により、高品質米の生産に貢献します。

◆適用と使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	イソプロチオランを含む農業の総使用回数
稲	いもち病 稲こうじ病	1,000倍	60～150ℓ / 10a	収穫14日前まで	2回以内	散布	3回以内 (移植前は1回以内、本田では2回以内)
		300倍	25ℓ / 10a				
	いもち病	30倍	3ℓ / 10a			無人ヘリコプターによる散布	
		8倍	800ml / 10a				

作物名	使用目的	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	イソプロチオランを含む農業の総使用回数
稲	登熟歩合向上	1,000倍	150ℓ / 10a	穂ばらみ期～ 穂揃い期 但し、 収穫14日前まで	2回以内	散布	3回以内 (移植前は1回以内、本田では2回以内)

ラベルをよく読み、ラベルの記載以外には使用しないで下さい。

◆注意事項

- (1)使用量に合わせ薬液を調製し、使いきることを。
- (2)アルカリ性薬剤との混用はさけることを。
- (3)本剤はいもち病発生に際して予防的に散布した方がより効果的である。
- (4)葉いもちに対しては、発生が予想される場合、又は初発生を見たら直ちに散布すること。
- (5)本剤を空中散布及び無人ヘリコプターによる散布に使用する場合は、次の注意事項を守ること。
 - ①散布は各散布機種の散布基準に従って実施すること。

- ②少量散布の場合には、微量散布装置以外の散布器具は使用しないこと。
- ③無人ヘリコプターによる散布にあつては散布機種に適合した散布装置を使用すること。
- ④散布中、薬液の漏れないように機体の散布配管その他散布装置の十分な点検を行うこと。
- ⑤特定の農薬（混用可能が確認されているもの）を除いて原則として他の農薬との混用は行わないこと。
- ⑥散布薬液の飛散によって自動車の塗装等に被害を生ずるおそれがあるので、散布区域内の諸物件に十分留意すること。
- ⑦散布終了後は次の項目を守ること。
 - (a) 使用後の空容器は圃場などに放置せず適切に処理すること。
 - (b) 機体の散布装置は十分洗浄し、薬液タンクの洗浄廃液は安全な場所に処理すること。
- (6) 本剤を本田の水稻に対して希釈倍数300倍で散布する場合は、少量散布に適合したノズルを装着した乗用型の速度連動式地上液剤散布装置を使用すること。
- (7) 取扱及び保管上の注意、漏出時の措置、廃棄上の注意、輸送上の注意、火災時の措置については、11ページ、12ページを参照すること。

◆安全使用上の注意

- (1) 誤飲などのないよう注意すること。
- (2) 本剤は眼に対して刺激性があるので眼に入らないよう注意すること。眼に入った場合には直ちに水洗し、眼科医の手当を受けること。
- (3) 本剤は皮膚に対して刺激性があるので皮膚に付着しないよう注意すること。付着した場合には直ちに石けんでよく洗い落とすこと。
- (4) 散布の際は農薬用マスク、手袋、長ズボン・長袖の作業衣などを着用すること。作業後は直ちに手足、顔などを石けんでよく洗い、洗眼・うがいをするとともに衣服を交換すること。
- (5) 作業時に着用していた衣服等は他のものとは分けて洗濯すること。
- (6) かぶれやすい体質の人は取扱いに十分注意すること。

◆魚毒性

- (1) 水産動植物（魚類）に影響を及ぼすので、養魚田では使用しないこと。
- (2) 空中散布及び無人ヘリコプターによる散布で使用する場合は、河川、養殖池等に飛散しないよう特に注意すること。